平成25年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録 平成25年9月25日(水)午後2時00開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成25年第8回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 教育長の報告

日程第4 承認第5号 瑞穂市教育委員会事務職員の任免についての専決処分

について

日程第5 議案第43号 (仮称) 瑞穂市大月運動公園用地取得の申出について

日程第6 議案第44号 瑞穂市教育支援センター用地取得の申出について

日程第7 議案第45号 緊急地震速報告知システム設置工事について

日程第8 議案第46号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則に

ついて

日程第9 議案第47号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正

する規則について

日程第10 議案第48号 瑞穂市学校評議員の委嘱について

日程第11 そ の 他

閉会の宣告

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇本日の会議に出席した委員

河 合 和 義

古川正敏

福 野 佐代子

麓 英 里

横山博信

〇本日の会議に欠席した委員

なし

〇本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 髙 田 敏 朗 教育総務課長 久 野 秋 広 学校教育課長 杉原 和 学校教育課主幹 小 川 瑞樹 学校教育課総括課長補佐 松野 光 広 幼児支援課長 康 義 山本 幼児支援課総括課長補佐 鹿 野 正美 生涯学習課長 棚橋 剛 生涯学習課総括課長補佐 堀部 哲也

〇本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 磯 部 基 宏

〇傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○委員長 皆さんこんにちは。お彼岸も過ぎ徐々に涼しくなるはずですが、本日 も外は大変暑く健康管理等に気を付ける日々が続きます。子ども達はこれから 運動会に向けて一生懸命汗を流していると思います。

只今より、平成25年第9回瑞穂市教育委員会定例会を開催致します。

この後、大規模改修工事施工中の穂積北中学校へ視察を行いますのでよろしくお願い致します。

~ 穂積北中学校視察~

〇委員長 穂積北中学校の視察ご苦労様でした。それではこれより議題に入ります。

日程第1 平成25年第8回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○委員長 日程第1 平成25年第8回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成25年第8回教育委員会定例会会議録の承認 については承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 教育長の報告

- ○委員長 日程第3 教育長より報告を求めます。
- ○教育長 暑い中、穂積北中学校の視察いただきありがとうございました。トイレ洋式化・体育館球技場床等の改修により環境が良くなり生徒達も喜んでいる

ことを学校より聞いています。

生津スポーツ広場におきましては、ゲートボール・ソフトテニス県大会会場となりました。ソフトテニスの大会当日は、大雨でしたが水はけが大変良いということで中止することなく行えました。観覧席の屋根もあり雨避けもでき大変良かったと聞いています。

穂積北中学校運動会は先週終えましたが、明日巣南中学校、明後日穂積中学校、更に明々後日は各小学校の運動会が開催されます。10月に入りまして幼稚園、保育所の運動会が予定されています。委員の皆様もお時間がありましたら、是非子ども達の元気な姿を見に来ていただきますようお願いします。

本日もよろしくお願い致します。

日程第4 承認第5号 瑞穂市教育委員会事務職員の任免についての専 決処分について

○委員長 日程第4 承認第5号 瑞穂市教育委員会事務職員の任免についての 専決処分について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第4 承認第5号 瑞穂市教育委員会事務職員の任免についての専決処分について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、下記のとおり専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるもの。1氏名 村岡恵梨香 2所属課 健康推進課 3異動日 平成25年9月1日 4異動事由 瑞穂市教育委員会事務局事務職員の併任を解くため。平成25年9月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号の規定によるもの。

<資料により説明>

~ 質疑・討論 ~

〇委員長 ご質疑ございませんか。

保育士の栄養士が補助職員で入ったということですね。9月議会にてアレルギー対策について一般質問がありましたが、子ども達の生命に関わることなので、十分強化していただき対応していただきますようお願いします。

その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 承認第5号 瑞穂市教育委員会事務局職員 の任免についての専決処分について、承認することと致します。

日程第5 議案第43号 (仮称) 瑞穂市大月運動公園用地取得の申出 について

- ○委員長 日程第5 議案第43号 (仮称) 瑞穂市大月運動公園用地所得の申出について、議題と致します。事務局より説明を求めます。
- ○生涯学習課長 日程第5 議案第43号 (仮称)瑞穂市大月運動公園用地取得の申出について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成25年9月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、(仮称)瑞穂市大月運動公園を整備するにあたり、別紙の事業地である土地を購入するもの。

<資料により説明>

~ 質疑・討論 ~

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第43号 (仮称)瑞穂市大月運動公園用地取得の申出について、可決することと致します。

日程第6 議案第44号 瑞穂市教育支援センター用地取得の申出について

- ○委員長 日程第6 議案第44号 瑞穂市教育支援センター用地取得の申出について、議題と致します。事務局より説明を求めます。
- ○教育総務課長 日程第6 議案第44号 瑞穂市教育支援センター用地取得の申出について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成25年9月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市教育支援センター借地部分について、別紙の該当地である土地を購入するもの。

<資料により説明>

~ 質疑・討論 ~

○委員長 ご質疑ございませんか。

教育支援センターの土地で借地として残っているところはありますか。また、 その他の教育施設の土地で借地となっているところはありますか。

- ○教育総務課長 教育支援センターの土地で借地として残っているところはなくなりました。その他については、借地が残っている教育施設がまだあります。 今後、交渉を続け同意を得た所から随時用地購入していく予定です。
- **○委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第44号 瑞穂市支援センター用地取得の申出について、可決することと致します。

日程第7 議案第45号 緊急地震速報告知システム設置工事について

- ○委員長 日程第6 議案第45号 緊急地震速報告知システム設置工事について、議題と致します。事務局より説明を求めます。
- ○教育総務課長 日程第7 議案第45号 緊急地震速報告知システム設置工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成25年9月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長横山博信。提案理由、将来起こり得る地震として、南海トラフ地震・東海地震等の発生が危惧されていることから、危機管理の一環として、気象庁から提供される緊急地震速報を瑞穂市の公共教育施設で受信する装置を設置するものである。このことにより、施設内にいる園児・児童・生徒及び教職員等の避難・誘導・エレベターの利用制限等により被害の軽減を図るものである。

<資料により説明>

~ 質疑・討論 ~

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第45号 緊急地震速報告知システム 設置工事について、可決することと致します。

日程第8 議案第46号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

- ○委員長 日程第8 議案第46号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。事務局より説明を求めます。
- 〇生涯学習課長 日程第8 議案第46号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成25年9月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市生津ふれあい広場の整備に伴い、瑞穂市穂積テニスコート及び瑞穂市巣南テニスコートを体育施設から除外するため、瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正するもの。

<資料により説明>

- ~ 質疑・討論 ~
- **〇委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第46号 瑞穂市体育施設条例施行規 則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第9 議案第47号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について

- ○委員長 日程第9 議案第47号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の 一部を改正する規則について、議題と致します。事務局より説明を求めます。
- ○生涯学習課長 日程第9 議案第47号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市立学校体育施設開放条例規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成25年9月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市生津ふれあい広場の整備に伴い、穂積北中学校テニスコートを学校開放施設から除外するため、瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正するもの。

<資料により説明>

~ 質疑・討論 ~

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第47号 瑞穂市立学校体育施設開放 条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第10 議案第48号 瑞穂市学校評議員の委嘱について

- ○委員長 日程第10 議案第48号 瑞穂市学校評議員の委嘱について、議題と致します。事務局より説明を求めます。
- ○学校教育課長 日程第10 議案第48号 瑞穂市学校評議員の委嘱について、瑞穂市学校評議員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成25年9月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市立小中学校管理規則第38条第2項及び瑞穂市学校評議員会運営要綱第3条第2項の規定により、教育委員会の議決を求めるもの。

<資料により説明>

~ 質疑・討論 ~

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 議案第48号 瑞穂市学校評議員の委嘱について、可決することと致します。

日程第11 その他

- ○委員長 日程第11その他に入ります。 教育次長。
- ○教育次長 牛牧小学校増築に伴う道路付替え(案)の進捗状況について説明致します。9月1日に下畑自治会への説明会を行いました。自治会参加者は90軒中40名の参加でした。参加者の方のご意見は、道路付け替え(案)については、当初の案よりは良いとのご意見をいただきました。ただし、地区全体を見渡した時の交通の便等検討が必要などの意見もありました。事業の執行については、行政から説明をしたから事業へ取り掛かるのではなく、下畑自治会

の賛否を聞いてから事業を進めることの念押しの意見もありました。また、出席者が40名ということで、欠席された方からも意見を聴取してもらいたいという意見もありました。このことにつきましては、自治会長と相談をして、自治会の全世帯へ説明会の資料を配布し、意見の聴取を行うよう手配しました。その結果につきましては、現在整理している所です。今後は、その結果をもって再度説明会を開いて説明する予定です。

- 〇委員長 教育総務課長。
- ○教育総務課長 前回第8回教育委員会定例会において、予算の説明をさせていただきましたが、市長部局より決算書が届きましたので配布させていただきました。

平成25年度岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会開催案内が県教育委員会連合会より届きました。日時は平成25年11月21日(木)午前10時からとなっています。後程、出欠を取らせていただきますのでよろしくお願い致します。

9月23日の日本教育新聞に瑞穂市芝生化事業について掲載されましたので コピーを配布させていただきました。

- 〇委員長 学校教育課長。
- ○学校教育課長 9月19日に猛暑対策について岐阜新聞に掲載されました。 その中で、議会本会議にアンケート結果で8割を超える児童生徒が有意義と答 弁しています。これにつきましては、9月に入ってからのアンケート結果が反 映されていない結果報告であるということを報告させていただきます。現在、 9月に入ってからのアンケート結果が出ましたら定例会にて報告させていただ きたいと思いますのでお願い致します。

アレルギー対応給食の提供につきましても、議会にて答弁をしていますが、 瑞穂市規模の食数において、アレルギー対応給食で除去食、代替食を提供して いる事例はないので、なんとか軌道に乗せて実現したいと思います。

9月4日に県内を襲った大雨にて、本市においても冠水等の被害がありましたが、警報時による災害時の対応を見直す検討会にて新たな方針が出されました。これまでの方針は、特別警報と暴風警報に特化していましたが、今後は高校、特別支援学校ともに大雨や洪水などあらゆる警報発令時に適用するよう改

定されます。また、下校時に警報が発表された場合、学校待機を原則とする方針となります。ただし、小中学校につきましては従来通りで変更がないとのことですので、市内学校については、別紙「平成25年度 非常変災時における学校の対応について(改訂版)」のとおり再度周知徹底を行いたいと思います。 秋になりまして、公表会等が行われますので、ご都合がつきましたら学校へ出向いていただきますようお願い致します。

- 〇委員長 幼児支援課長。
- **○幼児支援課長** 9月13日から保育所の受付が始まりました。現在200人程申し込みがあります。

10月19日に各保育所にて運動会が開催されます。委員の皆様にも例年のとおり運動会を観ていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

- 〇委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 生涯学習施設維持管理計画の資料を配布させていただきました。今後、平成26年度から15年間の施設維持管理計画を立てたものであり、緊急に改修が必要な改修を優先し、全体の費用を15年間に振り分け計画したものです。緊急性の高いものとしては、屋根防水、外壁等が挙げられています。その他については、空調設備・舞台機器等がありますが、優先順位をつけ15年間の中で改修する予定をしています。

旧巣南町の古橋地区にある勤労センター跡地について、教育委員会事務局に て跡地の利用について検討をしてきましたが、有効な活用事例が見つからない ため、管財情報課の普通財産へ所管替えを行いたいと思いますので報告させて いただきます。

10月5日・土曜日から11月4日・月曜日、午前10時00分から午後6時まで、図書館2階郷土資料コーナーにて、「美濃派俳諧の隆盛と瑞穂」のテーマとして企画展が開催されます。また、同会場にて、10月13日・日曜日に大野鵠士氏による講演会が開催されますので紹介させていただきました。

- **〇委員長** ご質疑ございませんか。
- **〇古川委員** 議会の質問の中に普通教室へのエアコン設置の話があったと思いますが、議会の中ではどのような感じでしたか。
- ○教育長 第8回瑞穂市教育委員会定例会にて、委員の皆さんに検討していた

だいたエアコンが必要であるという内容も、一般質問の答弁にて説明させていただきました。この暑さの中では、エアコンは設置しなければいけないんじゃないか、という声は何人かの議員から聞こえてきています。また、市長部局からも設置せざる得ないとの意見もいただいています。ただし、全学校に設置するには多額の予算が必要になるため、市長より年次計画を立て行うという内容の答弁をいただきました。今後、新年度の予算要望もしていきたいと考えています。

〇委員長 その他ご質疑ございませんか。

災害時の学校対応について新聞に掲載されていましたが、当市は今後も全て において教育委員会指示で行うのですか。

- ○教育長 瑞穂市は、狭い地域の市なので、各学校で対応に違いがあるのはおかしいと思いますので、各学校長と相談しながら教育委員会の指示で対応を基本的には行いたいと思っています。ただし、狭い地域と言っても災害は現場で起きているので、状況により各学校長で判断とします。
- ○学校教育課長 9月4日、大雨の際の反省点としては、中学校を拠点とし中学校区にて情報の提供・共有をしなければいけない点、また、児童生徒の引き渡しの際に車での迎えがほとんであるため大渋滞を起こした点につき、車の導線を検討すべきの2点について今後の事も考え検討事項としました。
- ○委員長 総務部、都市整備部において、大雨時の浸水する箇所等の危険マップが作成されていると思いますので、そのような資料を参考にして対応すると良いと思います。
- ○麓委員 全ての小中学校付近がお迎えの車で渋滞になりました。大雨の中渋滞になるということは、駐車場内や付近道路において事故等が発生する確率が高くなる恐れがありますので、そのような事が起こらないように十分に気を付けて引き渡しの指導をしていただきたいと思います。
- **○委員長** その他ご質疑ございませんか。

最後に学校教育課長にお願いしたいと思いますが、本市の学力テスト等のレベルについて、次回定例会にて説明を求めたいと思いますので、資料の準備をお願いします。

その他ご質疑ございませんか。

次回の会議ですが、平成25年10月22日、火曜日、午後2時00分から 第10回定例会ということでよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○委員長 本日は、穂積北中学校の視察ご苦労様でした。また、議題について 慎重な審議をしていただきありがとうございました。これをもちまして、第9 回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時37分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年10月22日

瑞穂市教育委員会 委員長 河 合 和 美

委員 麓 英里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1 3条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。